

魚津市告示第219号

魚津市市民自治推進会議設置要綱を次のように定める。

令和3年11月30日

魚津市長 村椿 晃

魚津市市民自治推進会議設置要綱

(市民会議の設置)

第1条 魚津市自治基本条例(平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。)第29条の規定に基づき条例の規定の見直しを行うため、魚津市市民自治推進会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(市民会議の所掌事務)

第2条 市民会議は、条例の規定の見直しに関し必要な事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(市民会議の組織)

第3条 市民会議は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 地域の代表者

(3) 公募による市民

(市民会議の委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(市民会議の座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長を置き、委員のうちから互選する。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(市民会議の会議)

第6条 市民会議の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、市民会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員会の設置)

第7条 市民会議の所掌事務を補佐するため、魚津市市民自治推進会議庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第8条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 条例の改正に係る庁内調整に関すること。

(2) 条例の検証及び見直しに関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、条例に関することであって、市長が必要と認めるもの

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長、副委員長及び検討委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充て、会務を総理する。

3 副委員長は、企画部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の検討委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

各部長、議会事務局長、会計管理者、各次長、企画政策課長、情報広報課長、総務課長、財政課長、社会福祉課長、生活環境課長、商工観光課長、都市計画課長及び教育総務課長
--

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 市民会議及び委員会の庶務は、総務部地域協働課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は市民会議の座長が会議に諮って定め、委員会の運営に必要な事項は委員会の委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。